

中学校給食について

1 県との協議

神奈川県西土木事務所まちづくり・建築指導課と建築基準法第48条但し書き許可を得るための事前協議を継続してまいりました。

現在、以下のような内容で申請を受理されております。

2 親子方式での工事内容

(1) 湯河原小学校

項目	概算額 (千円)	内容
①給食室等改修工事	140,000	・湯小給食室改修及び配膳室設置
②是正工事 (不正確な施工等の修正工事)	32,000	・敷地内の確認申請未提出建物の撤去 ・4階渡り廊下屋根及び外壁等の改修
③遡及工事 (現行法適用工事)	73,000	・防火設備等工事
工事費計	245,000	

(2) 湯河原中学校

項目	概算額 (千円)	内容
④荷受室等改修工事	22,000	・給食荷受室等の設置

3 教育委員会の考え

県との協議の結果、是正・遡及工事の内容が見直され概算額が減額となりましたので、湯河原中学校給食を早期に開始できる見込みとなる、親子方式での給食実施を再検討したいと考えます。工事については、学校においてまとまった工事期間の確保が可能である夏休み期間中(令和7年7月～8月)を検討し、令和7年9月の給食開始を目指したいものです。

また、その際、是正・遡及工事については、国庫補助金の活用を検討したいため、関係機関との協議等に時間を要すことから、段階的に実施してまいりたいと考えます。

○第1期工事

項目	概算額 (千円)
①湯小給食室等改修工事	140,000
湯小施工監理経費	1,500
④湯中荷受室等改修工事	22,000
湯中施工監理経費	500
計	164,000

○第2期工事

項目	概算額 (千円)
②是正工事	32,000
施工監理経費	5,000
計	37,000

○第3期工事

項目	概算額 (千円)
③遡及工事	73,000
施工監理経費	5,000
計	78,000

4 今後のスケジュール (案)

令和7年4月	特別委員会及び予算計上
5月	仮契約
6月	契約議決⇒本契約
7月下旬～8月	湯小・湯中工事
9月	給食開始